

新冠町地域防災計画

第 9 章

日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進地域及び特別強化地域

1 推進地域及び特別強化地域

法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

なお、法第9条第1項の規定により、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として、内閣総理大臣が本町を指定（令和4年10月3日内閣府告示第100号）しており、本町の地震・津波防災推進のための事業について「津波避難対策緊急事業計画」を、別紙資料編のとおり作成する。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、新冠町防災会議の構成機関及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところによる。

第3節 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、新冠町災害対策本部条例及び新冠町災害対策本部規程に定めるところによるほか、第2章第1節第2「災害対策本部の組織」に準ずる。

3 災害応急対策要員の参集

(1) 参集・配備計画

町長又は各部長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については、第2章第1節第4「職員の動員配備」に準ずる。

(2) 自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第4節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報等の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、町及び関係機関が有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用し、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集し、又は伝達する。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急・消火・医療活動については、第5章第4節「救助救出計画」、第5章第5節「消防計画」、及び第5章第13節「医療救護計画」に定めるところによる。

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、道に対して調達、供給要請する。

物資調達については、第4章第11節「救援・救急体制の整備計画」、第5章第9節第「食糧供給計画」及び第5章第11節「衣料、生活必需物資供給計画」の定めるところによる。

(6) 輸送活動

輸送活動については、第5章第8節「輸送計画」に定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第5章第14節「防疫計画」、第5章第15節「廃棄物等処理計画」に定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、第6章「地震・津波災害対策計画」に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

3 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関しては、第5章第26節「広域応援・職員応援派遣計画」の定めるところによる。

また、自衛隊の派遣については、第5章第25節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところによる。

(2) 町は必要のあるときは、(1)に従い、応援を要請するものとする。

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 津波からの防護のための整施設備等

(1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。

また、水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。

(3) 町は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定める。

(4) 町は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定める。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、本章第4節1(1)のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

(1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わることに配慮すること等

(2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等とすべき措置

(3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

3 避難対策等

(1) 町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定する。

(2) 町は、道の津波避難計画策定指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする

町は、これらの避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

(ア) 地区の範囲

(イ) 想定される危険の範囲

(ウ) 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

(エ) 避難場所に至る経路

(オ) 避難指示の伝達方法

(カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

(キ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車での避難等）

(3) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努める。

(4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努める。

(5) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(6) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

(7) 介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 町は、あらかじめ自治会、自主防災組織単位等に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する自治会、自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、町は自治会、自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(8) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。

(9) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努める。また、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意する。

(10) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずる。

(11) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。

ア 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給及び暖房機等の避難生活環境の確保

(ウ) その他必要な措置

イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため次の措置をとる。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(12) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

4 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 自主防災組織等の津波避難等に対する指導

(4) 救助・救急

(5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

町は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

ア 電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるプレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定公共機関である北海道電力株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

(3) ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施する。

イ 指定公共機関である東日本電信電話株式会社北海道支店が行う措置は、別に定めるところによる。

6 交通対策

(1) 道路

ア 町、静内方面静内警察署及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、通行の禁止又は制限の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずる。

イ 道路管理者は、避難場所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 海上

浦河海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

(3) 旅客運送に関する事業者

その他一般の旅客運送に関する事業者は、バス等の乗客、バスターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

7 町が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食糧等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校にあつては、次の措置

① 学校が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

- ② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- ③ 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

(ウ) 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地域防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うにあたっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 土砂災害防止施設(砂防整備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)
- (3) 津波防護施設
- (4) 避難場所(積雪寒冷に十分配慮する)
- (5) 避難経路(積雪寒冷に十分配慮する)
- (6) 消防用施設並びに避難誘導及び救助活動のための拠点施設
- (7) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (8) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他の公共空地、又は建築物
- (9) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設
- (10) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設
- (11) 津波から円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (12) 公的医療機関、社会福祉施設、公立の小学校・中学校又は、不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 通信施設(町防災行政無線設備及びその他の防災機関等の無線)
- (15) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (17) 負傷者を一次的に収容、保護するための救護設備その他の設備または資機材

3 建築物構造物等の耐震化の推進

(1) 建築物の耐震化

ア 町は公共施設等総合管理計画において、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の中で既存建築物の耐震性の向上に努める。

イ 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

(2) ライフライン施設等の耐震化

ア 町、国、道及び防災関係機関は、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たっては、耐災性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

イ 町、国、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐災性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。

ウ 町、国、道及び防災関係機関及びライフライン事業者、上下水道、電気、工業用水道、ガス、電話等のライフライン施設のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

エ 町及び防災関係機関は、綿密な連携をとりつつ、ライフライン協働収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

第7節 後発地震への注意を促す情報への対応

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の先発地震が発生した後に更に大きな後発地震が発生する可能性があることから、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された際には、道及び町等から地域住民に対して後発地震への注意を促す情報を発信する。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

(1) 情報の収集・伝達

後発地震への注意を促す情報は、国、気象庁からメール配信されるとともに、防災行政無線等で住民に伝達する。

(2) 町及び関係機関の伝達体制

第4章第2節「災害情報通信計画」による。

(3) 町の災害に関する会議等の設置

後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、本部等の設置運営方法その他の事項は、第2章第1節第2「災害対策本部の組織」の規定による。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、防災行政無線、町防災メール及び町ホームページ・SNS等で周知する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

後発地震に対して注意する措置については次のとおり。

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認。
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常用持ち出し品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え。
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常用持ち出し品の準備、避難行動を支援す

る体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第8節 防災訓練計画

1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- (4) 町は、自主防災組織及び町内会等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 町は、道、防災関係機関、自主防災組織及び町内会等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

2 学校における津波防災訓練の実施等

- 避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。
- また、道、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。

また、児童・生徒等が地震発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入する施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

5 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第10節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
節婦町周辺地区	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和6年度～ 令和7年度